

現行 CPI の性格規定

—— 価格変動尺度と生計費変動尺度の観点から ——

鈴木 雄 大

目 次

問題の所在

第 1 節 CPI の測定目標とその利用

第 2 節 生計費指数の一般的定義

2 - 1 物価指数研究における定義

2 - 2 近年の生計費指数の定義

第 3 節 CPI の持つ 2 つの性格

3 - 1 「生計費変動尺度的性格」

3 - 2 「価格変動尺度的性格」

第 4 節 CPI の性格とその利用

4 - 1 日本の CPI の性格

4 - 2 CPI の複数目的への適用

4 - 3 総合指数以外の指数系列

結 語

問題の所在

本稿の目的は、消費者物価指数 (Consumer Price Index, 以下 CPI) の性格を、生計費変動尺度としての側面と価格変動尺度としての側面の 2 つの面から明らかにすることにより、CPI を年金等の物価スライド制へ安易に適用することの不適切性を明らかにするとともに、現在公表されている複数の指数系列の有用性とその利用可能性を検討することである。

CPI は現在、複数の目的に利用されている。総務省統計局 (2010a) によれば、CPI は経済政策推進の重要な指標とされるほか、公的年金等の物価スライド、経済指標を実質化するためのデフレーターおよび物価連動国債の想定元金額の算定に利用され、さらには賃金・家賃・公共料金等を改定する際の参考にも利用されている。それぞれの目的に利用される指数が持つべき性格は、その目的に応じて異なるはずであるが、現在は CPI という単一の指数が全ての利用目的に対応する用いられ方をしている。そこでは、各利用目的に応じた調整等は特に実施されていない。無論、要求される性格と、CPI が備える性格との不一致が無視し得るレベルであるか否かは重要な論点であり、その不一致の程度を含め、CPI 単一での適用の根拠について、

理論的および統計作成上の実務的見地からの検討が必要である。そのうえで、既存の指数系列を有効に利用するための検討が不可欠となる¹⁾。

こうした点を明らかにするためには、CPIの性格を明確にすることに加えて、利用目的に応じた指数の特性を明らかにしなければならない。ただし、利用目的によって要求される指数の特性を逐一列挙したところで、有用な結論を得ることは困難であり、それらの性格を何らかの基準に基づいて分類したうえで、その関係を明らかにする必要がある。CPIの前身は「生計費指数」であり、「生計費指数」からCPIへの変更は、その名称の変更だけにとどまらず、指数の作成目的等の変更をも含むものであり、その際、CPIの性格をめぐる様々な議論が展開されることとなった。マクロ経済指標としての(消費者の)物価変動を測定する指数を作成すべきか、あるいは、(主に労働者の)生計費の変動を測定する指数を作成すべきかといった指数の作成目的についても議論された。伊藤(1983)は、米国における、「生計費指数」から「消費者物価指数」への名称変更の経緯について検討した。米国を中心とするCPIへの名称変更に関しては、石田(1974)においても取り上げられた。また、日本のCPIと旧西ドイツの「生計費指数」とを比較した足利(1968)においても、CPIと「生計費指数」とはその名称においても明確に区別された。こうして、CPIをめぐる議論の変遷を見ると、CPIの「生計費指数」的な性格と「物価指数」的な性格という2つの性格の存在が浮き上がってくる。

そこで再び上述の利用目的を見ると、公的年金のスライド制への適用や賃金・家賃・公共料金の改定基準としての利用と、実質化のためのデフレーターや金融政策の判断基準としての利用とでは、その利用目的の相違が顕著である。したがって本稿では、前者(物価スライド制や公共料金等の改定基準としての利用)において要求される性格を「生計費変動尺度的性格」、後者(デフレーターおよび金融政策の判断材料としての利用)において要求される性格を「価格変動尺度的性格」と呼び、区別することとする。この区分に基づき、両者とCPIとを比較することで、CPIの性格の明確化が可能となる²⁾。しかし、CPIが上述のような複数の目的に利用される現状を鑑みると、CPIは「生計費変動尺度的性格」と「価格変動尺度的性格」の双方を併せ持つものと考えられているかのようである。

CPIの前身である「生計費指数」と、現在一般に「生計費指数」と呼ばれている指数とでは、その定義が相当異なっている。そのため、上述の基準によるCPIの性格規定を行うためには、「生計費指数」の定義自体を再検討しなければならない。近年では、「生計費指数」の定

1) CPIが複数の目的に利用されるのは日本のCPIにのみ見られる特徴ではなく、米国においても、また、国際的な基準となるILO(2004)やUN(2009)にも同様の主旨の指摘がみられる。したがって、ここで取り上げる議論は、日本のCPIに対してのみ妥当するものではなく、国際的に検討されるべき重要な問題である。

2) CPIを作成する総務省統計局は、これら2つの性格のうち「価格変動尺度的性格」をもつと認識しているようである。後述の引用(総務省統計局, 2010b)、およびそれに対する考察を参照。

義として、主観価値説的物価指数論に基づく定義が支配的になってきている。前述の文献（伊藤（1983）、石田（1974）、足利（1968））では、「生計費指数」の重視は労働者世帯の重視と密接に関連しており、労働者を物価上昇に対して保障する目的をもっていたことが強調されていた。議論の対象となった期間は、米国においても日本においても、物価の上昇が著しい時期であった。現在、日本の CPI の上昇率は、これらの期間と比較するときわめて小さく、マイナスとなることもあったため、相対的に上述の問題への関心は薄れていると考えられるが、この問題は今なお重要である。さらに、これらの文献には、「生計費指数」と CPI との比較が見られ、その比較から「生計費指数」の性格および定義がどのように認識されていたかを推測することは可能であるものの、それ自体が明示的に示されていたわけではない。本稿では、こうした「生計費指数」の性格と定義とを明確にするとともに、その現代的意義と重要性を明らかにすることとしたい。

第1節 CPIの測定目標とその利用

CPIの測定目標として掲げられるのは、一般的には「財・サービス価格指数」（Cost of Goods Index, 以下 COGI）である。COGIは「生計費指数」（Cost of Living Index, 以下 COLI）と対比的に利用されることが多い³⁾。筆者がかつて総務省統計局に対し、「CPIはCOGIであり、「生計費の変化を測定するものではない」と明記している（『平成22年基準消費者物価指数の解説』）が、ここでの「生計費」はどのようなものを想定しているのか」との質問をしたところ、『平成22年基準消費者物価指数の解説』における生計費は、COLIを想定しているとの回答を得た。CPIの測定目標をCOLIとするのは、主要国では米国に限られ、日本や欧州ではCOGIとされる。日本や米国をはじめ、主要なEU加盟各国のCPIの概略については、梅田（2009）にその要約がある⁴⁾。CPIの測定目的をCOGIとするかCOLIとするかは、指数算式の選択や銘柄指定の方法、品質調整手法等、複数の問題にかかわる。

CPIを如何なる目的に利用するかに関しては、各国の認識に大きな相違は見られない。総務

3) 以下本稿では、「生計費指数」と「COLI」とを区別して利用する。COLIは、日本語に訳せば「生計費指数」であるが、近年その定義が主観価値説的物価指数論に基づく生計費指数を指すものであるとの印象が強いためである。COLIとは異なる定義の「生計費指数」に相当する用語は、筆者の知る限り存在しないため、今回はこのような方法を採用した。

4) 当該論文の図表10-1「G7諸国のCPI作成方法の詳細」に一覧される。2ページにわたる大きな表であるため、ここでの引用掲載は避けるが、G7（日本、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツ、イタリア）について、「統計作成機関」、「CPIの作成目的」、「品目数」、「調査地点数」等の基本的な項目から、「店舗の抽出方法」、「銘柄の抽出方法」、「特売の扱い」、「品目内算定式」、「品目間算定式」等のテクニカルな項目に至るまで、網羅的に一覧される。なお、前述のように、G7においてCPIの作成目的をCOLIとするのは米国のみで、その他の国はCOGIとする。

省統計局は、CPIの利用として経済施策への利用、実質化のためのデフレーター、各種法令における利用、の3つを挙げる⁵⁾。経済施策への利用には、経済施策の中で消費者物価の安定が中心的な課題の一つであり、その評価のために利用されること、また、金融政策を決定する際の重要な判断材料とされること、国や地方自治体の消費者行政に利用されること、等が含まれる。実質化のためのデフレーターは、家計収支等の民間消費部門における統計数値の実質化のための利用である。各種法令における利用は、主に、CPIが公的年金の給付額を物価の変動に応じて改定する際の算出基準のひとつとなることを指す。

米国のCPIは主に次の3つに利用される⁶⁾。第1に、経済指標としての利用であり、インフレーションの尺度および財政・金融政策の評価に利用される。第2に、社会保障給付や年金支給額の指数化、および民間における賃金の指数化(物価スライド)に利用される。第3に、実質化のためのデフレーターとして、GDPや個人消費支出の実質化等に利用される。米国CPIの作成機関である労働統計局(Bureau of Labor Statistics, 以下BLS)はCPIを「2時点間の価格変化を推定するもの」であり、「人々が日々の生計を営むために購入する財とサービスの、異時点間の平均的变化を測定するもの」とする⁷⁾。

EUでは、各加盟国が独自に測定する指数(individual national CPIs)以外に、単一の基準を設けた消費者物価調和指数(Harmonized Indices of Consumer Prices: 以下HICPs)が作成される。HICPsを作成する欧州連合(EU)統計局(以下Eurostat)は、HICPsの役割を「価格の安定性を測定すること」と位置づける⁸⁾。Eurostat(2004)では、各国のCPIsとHICPsの相違点について以下のように指摘されている。

「HICPsと各国のCPIsとの相違点は、実際には重要な問題となり得る。両者の相違点は、各国が独自の方法論に基づいているにもかかわらず、一般的には減少傾向にある。多くの国のCPIsは「生計費指数」や賃金の保障等様々な目的に利用され、これらの目的を持って測定される各国のCPIsは、購買力上昇の影響という、純粋なインフレ率の測定を目的とするHICPsにとって不適切となる」。

以上を踏まえてCPIの利用を見ると、それらは次の2つに大別できる。第1は、物価の変動(HICPsに関する上記の引用では「インフレ率」と呼んでいる)を測定する尺度としての利用であり、これには、金融政策策定の際の判断材料としての利用や、デフレーターとしての利用が含まれる。第2は、公的年金の給付額や、賃金等の算定基準となる、物価スライド制への利用である。EUのHICPsは、第2の目的に利用されないが、加盟各国のCPIsは、第2の目的にも利用される。

5) 総務省統計局(2010a)。

6) BLS(2007) p. 6。

7) BLS(2007) pp. 1 2。訳は筆者による。

8) Eurostat(2004) p. 5。

CPI 作成に関する国際的な基準を提供する資料として ILO (2004) がある。そこでは、CPI が伝統的に持っていた賃金の指数化 (物価スライド) としての利用に加え⁹⁾、年金や社会保障給付と連動させること、利子払いや地代・家賃、国債の価格等と連動させること、(消費者のインフレーションを測定するものではあるものの) 一般的なインフレーションを表す代表的指標とすること、国民経済計算における世帯消費支出のデフレータとしての利用等が挙げられる。ILO (2004) は、「国際機関が共同でマニュアルを作成したもので、このマニュアルの作成に「協力した各国の統計作成機関はマニュアルの原則と勧告を支持して」いることから、「日本も、この意味で標準的な手法を採用している」¹⁰⁾。したがって、ここで取り上げた国・地域では、CPI の利用目的に関して、大きな相違点は見られない。

UN (2009) は途上国が CPI を作成する際のガイドとして作成されたものである¹¹⁾。CPI の主要な利用目的として挙げられているのは、次の3点である。第1は指数化 (年金支給額のスライド制等) であり、第2は国民経済計算におけるデフレータであり、第3はインフレターゲット、およびマクロ経済指標である。

以上をみると、Eurostat 以外の国、および国際的基準では、スライド制への利用とインフレーションの指標としての利用等の複数の目的に CPI を利用している。EU の HICPs は純粋なインフレ率の測定のみ利用されているという特徴を持ち、この点は欧州中央銀行 (European Central Bank, ECB) が物価の安定に主眼を置いていることと整合的である¹²⁾。

9) ここで、「伝統的」とあるのは、米国の CPI を中心として、CPI が生計費指数からの名称変更を経て現在に至ること、生計費指数が賃金労働者の賃金調整に利用されてきたことによる。石田 (1974) によれば、指数の名称を消費者物価指数と変更すべきことが提案されたのは、1947年8月にカナダのモントリオールで開催された、ILO 第6回国際統計家会議であった。

10) 美添 (2007)。

11) UN (2009) は、ILO (2004) が CPI 作成に関わる各種理論を豊富に取り扱ったのに対し、実践的問題に関する記述を充実させた。その理由は、UN (2009) によれば、ILO がすべての国の統計作成機関および (労働、雇用関連の) 省庁に対して実施した、ILO マニュアルに関する調査によって得られた回答のうち、半数以上が ILO (2004) の9章にて取り上げられた「実際の消費者物価指数の計算」が最も有用な章であったと回答したことによる。この結果から ILO は、実務的な計算に関する問題により多くのスペースを割くべきだと考えたためである。

12) EU 各加盟国の CPI の利用目的は必ずしもインフレーションの尺度のみに限定されない。フランスを例にとれば、フランス国立経済研究所 (Institut national de la statistique et des études économiques, Insee) は CPI の役割として、economic, socio economic, monetary and financial の3点を挙げている。第1はインフレ指標、デフレータといった、経済的役割 (economic) である。第2は最低賃金等の調整といった、社会経済的役割 (socio economic) である。第3は国際的な比較を可能とするため、EU 基準に則して作成される金融、財政的役割 (monetary and financial) がある。

第2節 生計費指数の一般的定義

2-1 物価指数研究における定義

ここで、「生計費指数」の定義を確認しておく。日本をはじめ、複数の研究者による「生計費指数」の定義は、高崎（1977）において詳細に検討されており、以下ではこれを参照しつつ、「生計費指数」に関する検討を行う。高崎（1977）は、「東京都生計費指数問題研究会」による報告を受けて、同研究会の提言の骨子の紹介、「生計費指数」に対する代表的諸見解の要約、同研究会の「生計費指数」の理論的吟味を行ったものである。以下ではまず、この論文の内容について、本稿に特に関連する部分を中心に簡潔にまとめる。

「生計費指数」に対する代表的諸見解として、日本の研究者として森田優三（戦前のもっとも代表的な解説として）と伊大知良太郎（戦後当初ごろの解釈の代表として）の2名を、海外では、ケインズ、アルマー、ハーバラー等を挙げている。

この論文によれば、森田、伊大知による「生計費指数」および小売物価指数の定義は、次の通りである。

- 1) 森田氏（戦前）の小売物価指数 = $\frac{\text{全社会階層}}{\text{消費（財貨のみ）標準}} / \text{物価指数}$
 - 2) 森田氏（戦前）の生計費指数 = $\frac{\text{勤労階級}}{\text{消費（生活必需品のみ）標準}} / \text{物価指数}$
 - 3) 伊大地（原文ママ）氏（戦後）の小売物価指数 = $\frac{\text{全社会階層}}{\text{消費標準}} / \text{物価指数}$
 - 4) 伊大地（原文ママ）氏（戦後）の生計費指数 = $\frac{\text{特定社会階層}}{\text{消費標準}} / \text{物価指数}$
- （高崎（1977）p. 37より引用。傍点の位置は上に変更してある。）

高崎によれば、森田はケインズの生計費指数観¹³⁾を継承している¹⁴⁾。森田の「生計費指数」は、勤労階級を対象とする物価指数である点で、全社会階層を対象とする小売物価指数と異なる。また、「生計費指数」は、そこに人的労務に対する支出がほとんど含まれない点で、小売物価指数と異なる。すなわち、「生計費指数」と小売物価指数との相違は、特定の階層に限定した指数であるか否か、指数の対象とする支出の範囲、の2点に求められる。

伊大知についても、概ね森田と同様である。相違点は、森田が「生計費指数」の対象となる集団を勤労階級に限定していたのに対し、伊大知は特定の階層を対象とすることとし、勤労階

13) ケインズの「一般的交換価値」については、たとえば、藤原（2008）を参照。

14) ここで、「ケインズが最も重要視するのは消費標準指数であって、これこそ貨幣の一般的購買力の変動を測定する指数であるとした」（高崎，1977，p. 33）とあるが、ケインズが消費標準指数を一般的購買力の変動を測定する指数であるとしたとの主張には疑問がある。ケインズは消費標準指数が貨幣の購買力を測定するものであることは明確に述べているが、それは一般的購買力、あるいはその逆数としての一般物価水準を意味しない。

級に限定しなかった。

高崎によれば、「生計費指数」の出現は勤労者家計の重視であり、それは指数が対象とする社会階層の限定をもたらしたものの、その限定には漸次的緩和が見られる。指数の対象品目については、一貫した品目範囲の拡大が見られる。そして、小売物価指数および「生計費指数」は、常に消費標準物価指数であったことを強調する。ここでの「消費標準」は「消費のための支出における」、あるいは「消費生活のために要求せらるる財貨及び労務の一群に対する」ことを表す¹⁵⁾。ケインズの「生計費指数」は、「部分社会である勤労階級に対する消費標準物価指数である」としている¹⁶⁾。

「生計費指数」における主流的理論は、「主観価値説的物価指数論に属する関数論的物価指数論の立場からする生計費指数論」であり、その定義は「一定の実質所得水準を維持すべき貨幣費用」である¹⁷⁾。ただし、高崎自身は、東京都生計費指数問題研究会の提言にある「必要生計費指数」が「生計費指数」の名に値すると主張する。これは、消費内容の変化を伴う、「同一生活水準維持費用指数」である¹⁸⁾。ただし、その名称について、「必要生計金額指数」を提案し、「生計費指数」の名称を利用しないことを提案する。

高崎は各指数の定義とその性格を表（「各指数の定義とその性格」高崎，1977，p. 54）にまとめている。以下にその表を示す。

1	森田氏（戦前）の小売物価指数観 = [全社会階層 / 消費（財貨のみ）標準 / 物価指数]
2	森田氏（戦前）生計費指数観 = [勤労階級 / 消費（生活必需品のみ）標準 / 物価指数]
3	伊大地（原文ママ）氏（戦後）の小売物価指数 = [全社会階層 / 消費標準 / 物価指数]
4	伊大地（原文ママ）氏（戦後）の生計費指数 = [特定社会階層 / 消費標準 / 物価指数]
5	統計局 CPI = [全消費者 / 消費（消費支出）標準 / (ラスパイレス型) 物価指数]
6	ILO 生計費指数（当初） = 労働者の消費内容固定 / 同一生活水準維持費用指数 [労働者階層 / 消費標準 / 物価指数]
7	関数論的生計費指数 = 同質人間集団の品質・環境固定 / 同一生活（=満足）水準維持費用指数 [特定社会階層 / 消費標準 / (関数論的) 物価指数]
8	生計費指数 A = 同質家計グループの同一消費内容（固定）維持費用指数 [勤労者階層・類型別 / 消費標準 / 物価指数]
9	生計費指数 B = 同質家計グループの同一消費内容（固定）維持費用指数 [勤労者階層・類型別 / 生活標準 / 物価・税等混合指数]
10	必要生計費指数 = 同質家計グループの消費内容変化 / 同一生活水準維持費用指数 [勤労者階層・類型別 / 生活標準 / 同一水準金額指数]

（出所：高崎（1977）p. 54。表の枠線は筆者が補い、傍点の位置は上に変更してある。）

15) 高崎（1977）p. 37。

16) 高崎（1977）p. 37。

17) 高崎（1977）pp. 38-39。ここで引用した生計費指数の定義は、アルマーによるものである。

18) 高崎（1977）p. 51。

ここでの分類の基準となるのは、対象となる階層、標準（消費標準、生活標準等）、物価指数であるか否か、の3点である。森田、伊大知、ケインズの「生計費指数」に言及した箇所には、その指数が「同一生活水準（同一効用水準）」維持指数であるかに関する指摘はみられない。アルマー等の主観価値説的物価指数論を「従来の代表的な生計費指数概念」、および「代表理論」とするが¹⁹⁾、その根拠は明示されていない。

以上から明らかなように、元来、「生計費指数」であるか否かの基準は、専ら「特定の階層（あるいは勤労者、労働者階級）を対象とする指数であるか否か」にあった。「生計費指数」は、いかなる制限もない任意の2つの「生計費」の比率を指数の形式で示したのではなく、そこで比較される「生計費」には、何らかの特定化による同質性の確保が不可欠である。つまり、所得が少なく、そのほとんどを生活必需品の購入のために費やす世帯の「生計費」も、巨大な所得を得ており、奢侈品の購入にその多くを費やす世帯の「生計費」も、いずれも「生計費」であるが、これら2つの「生計費」を比較しても、ほとんど意味はない。したがって、「生計費指数」は、同一の生活水準における「生計費」の変動を示すものでなければならない。これが、「生計費指数」であるか否かの基準が、指数の対象となる階層の特定化にあった所以であろう。

ここで直面するのは、同一の生活水準をいかにして定義するかという問題である。バスケットを固定する場合、同一の生活水準は「全く同一の消費を行うこと」を以って定義され、これを「同一の効用水準」によって定義したものが主観価値説的物価指数論（すなわち、前述のCOLIの定義）である。固定バスケット指数は、消費者が現実に行うであろう相対価格の変化に伴う代替行動の結果を全く反映することができないという欠点を持ち、COLIは、（少なくとも理論的には完全に）消費者の代替行動を反映することが可能となるものの、効用や満足といった主観的な概念を、定量的に測定することができないという、実務的に重大な欠点を持つ。

2-2 近年の生計費指数の定義

ここで、近年「生計費指数」が、一般にどのように定義されているかを見る。今日では、「生計費指数」であるかの基準は、「消費者の代替行動を反映するか否か」、すなわち、「相対価格の変化に伴う数量の変更を伴った指数であるか²⁰⁾」、より具体的には、「固定ウエイトではない指数算式を利用して算出されたものであるか」にある。これは、以下に示す「生計費指数」の定義から明らかである。

「生計費指数」の定義が見られる文献をいくつか取り上げる。Baker (1998) は、The Advisory Commission (1996) の公表を受けて、その内容について分析を行った資料である。その

19) 高崎 (1977) p. 32および p. 43。

20) 数量すなわち消費量は主に、嗜好の変化、環境の変化、相対価格の変化、によって変化するが、ここでは、相対価格の変化による数量の変化に限定している。これは、嗜好、環境等一定という条件付きの指数であると言える。

第2部は、「CPIはインフレーションを過大評価しているか？ ボスキン委員会のレポートに関する分析 (Does The CPI Overstate Inflation? An Analysis of the Boskin Commission Report)」と題されるが、その第4節に「CPIと生計費指数の比較 (. The CPI and Cost of Living Index Compared)」がある。ボスキン委員会のレポート(「ボスキンレポート」として知られる)については後述するが、同レポートにおけるCOLIの定義に対する批判は見られない。Pollak(1989)の議論は、品質や税の扱い等をも取り扱う広範なものであるが、基本となる基礎理論(Basic Theory)は、無差別曲線図に基づく支出額の比により定義される。すなわち、「生計費指数」 $I(P^a, P^b, s, R) = \frac{E(P^a, s, R)}{E(P^b, s, R)}$ (ここで、 P^a, P^b は2つの、一般的には2時点の価格セット、 s は基準となる無差別曲線、 R は無差別曲線図)である。水野(1991)においても、0時点を経済時とした t 時点における「生計費指数」(水野(1991)では、「真の生計費指数」と呼んでいる)は、 $P_{0t}^T = \frac{y_t(p_t, \bar{u})}{y_0(p_0, \bar{u})}$ と定義される。ここで、分子は t 時点の価格体系下で「 \bar{u} を維持するのに必要な t 時点の生計費」であり、分母は0時点の価格体系下で「 \bar{u} を維持するのに必要な0時点の生計費」である²¹⁾。したがって、真の「生計費指数」はこれらの生計費の比によって求められる、「効用不変価格指数」となる²²⁾。いずれも、消費者行動理論、効用理論により定義されるCOLIである。

続いて、各国、地域の統計作成機関による「生計費指数」の定義を概観する。まず、米国における定義を見る。ここでは2つのレポート(The Advisory Commission To Study The Consumer Price Index(1996)および、BLS(1997))と、BLSが提供する各種統計に関する方法論が示されたBLS(2007)を取り上げる²³⁾。これらの資料における定義には、環境変化等の取扱いに関する問題等、若干の相違はあるものの、大きな差異はなく、「生計費指数」はいずれも、「マーケット・バスケットに関する制限なしに、消費者が一定の幸福水準を維持するための異時点間の費用を比較するもの」であり、他方でCPIは、「固定された財とサービスのマーケット・バスケットに対して、都市消費者²⁴⁾が支払う諸価格の平均的な変動を測定するもの」と定義される²⁵⁾。さらに、BLS(1997)はここでの「幸福水準」に言及し、消費者の幸

21) 水野(1991) p. 46.

22) 水野(1991) p. 47.

23) これら2つの資料の詳細な検討については、鈴木(2014)を参照。

24) ここで、都市消費者(urban consumers)とあるのは、米国CPIの作成系列に依拠しているためである。BLS(2007)によれば、現在の米国CPIの作成系列は、CPI U(CPI for All Urban Consumers)、C CPI U(Chained CPI for All Urban Consumers)、CPI W(CPI for Urban Wage Earners and Clerical Workers)である。これらの指数系列の作成に至る過程等については、たとえば、伊藤(1983)を参照。

25) BLS(1997)第2節, The CPI in a Cost of Living Framework.

福度は市場の財・サービス以外の、生活環境や税金を通じて供給される国防や消防といった財（ここは原典の goods を直訳した）等の多くの要因に依存し、それらは時系列的に変化し得ること、加えてそれらの多くは測定が困難であり、その変化を幸福度の変化へと換算するのは一層困難であることを主張する。このことから BLS は、CPI で近似される COLI を、環境等を含めたより広い生計費概念のサブインデックスと位置付ける。なお、BLS は、COLI と CPI の差異に関して、必ずしもウエイトの問題のみに限定せず、対象品目についても議論している。

日本の状況を顧みると、「生計費指数」の定義は明確に示されていないが、総務省統計局 (2010b) に次のような指摘がある。「消費者物価指数は、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものである。すなわち、消費者物価指数は、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数値で示したものである。したがって、消費者が購入する財とサービスの種類、品質及び購入数量の変化を伴った生計費の変化を測定するものではない」。ここから明らかなように、CPI と「生計費指数」の相違点を、ウエイトの問題、特に、固定ウエイトであるか否かという点に求めている。したがって、「生計費指数」の定義は、米国と同様であると見なしてよい。

Eurostat における「生計費指数」の定義については、Eurostat (2004) では必ずしも明確にされていないが、HICPs の概念的基礎に関して、「HICPs は概念的に、「COLI」ではなく、「ラスパイレス型の物価指数」である」とし²⁶⁾、「HICPs は消費者効用の概念に基づくものではなく、固定された支出パターンの物価を広範に測定する」ものとしている²⁷⁾。つまり、Eurostat も「生計費指数」であるか否かの基準は、固定バスケットによる加重平均であるか、消費者の代替行動を認める加重平均であるかという点に見出している。なお、第1節で示したように、Eurostat は HICPs の役割を価格の安定性を測定することと位置づけ、米国や日本では、CPI は複数の目的のために利用されるが、EU の HICPs は純粋なインフレ率の測定のみ利用されているという特徴を持つ。

最後に、ILO (2004) および UN (2009) における定義を見る。ILO (2004) は、1989年に刊行された『消費者物価指数：ILO マニュアル』の拡張改訂版であり、ILO (1989) が「主として「統計実務家のため」であったのに対し、(中略) 消費者物価指数 (CPI) の理論の集大成であるとともに、人工データやバーコードデータを使った各種算式の比較などの最新の実証研究にまで及」ぶものとして位置付けられている²⁸⁾。ILO (2004) では、「生計費指数」は

26) Eurostat (2004) p. 4.

27) 各加盟国が独自に測定する指数 (individual national CPIs) 以外に、単一の基準を設けた HICPs が作成される。これは、価格変動と消費者の支出パターンを調査した各加盟国の統計を利用し、各国のウエイトを用いて Eurostat が算出する。

28) ILO (2004) 「日本語版まえがき」。

「2つの異なった物価制度下において、一定水準の効用又は福利を達成するために必要な最小限の支出比率」として定義される²⁹⁾。

UN (2009) は、「Practical Guide to Producing Consumer Price Indices」と題することからも推察されるように、ILO (2004) のような「CPIの作成者だけでなく、その利用者の便益のために記述された、CPIが立脚する経済学的、統計学的な理論の包括的な説明を提供する」ものではない³⁰⁾。UN (2009) は、ILO (2004) にみられるそれらの理論を所与のものと同前提し、理論よりも実践的問題に重点を置き、すべての国のCPI作成に従事する者、特に途上国の従事者を対象とする³¹⁾。

これらの文献で示される主観価値説的物価指数論に基づくCOLIは、1920年代以降に登場したもののだが³²⁾、元来、労働者（勤労者）、あるいは特定の階層を対象とするか否かにあった「生計費指数」の基準が、現在のように、ウエイトの変化（相対価格の変化に伴って生じる数量の変化）と解釈されるようになったのは、「生計費指数」の中で、主観価値説的物価指数論に属する関数論的物価指数論、すなわち無差別曲線および消費者効用理論に立脚し定義されたCOLIがその主流的理論であったためである。しかし、指数算出におけるウエイトの変化の有無は、「同一の生活水準」を定義する方法の相違であり、「生計費指数」の定義に関わる本質的な問題ではない。したがって、本稿では、「生計費指数」の基準は、ウエイトの変化の有無ではなく、対象集団の特定化にその重点を置く。

第3節 CPIの持つ2つの性格³³⁾

3-1 「生計費変動尺度的性格」

ここでは、「生計費変動尺度的性格」について、「対象集団の特定化」に加え、「ウエイト」、「指数の対象範囲」、「価格収集時点」の3つの観点からこれらの概念の整理を行う。

「生計費変動尺度的性格」には、主に次の3点にわたる問題領域が含まれる。第1に、指数の対象とする集団が購入する財・サービスを対象とした指数である。対象となる集団は、CPIの場合消費者であるが、消費者が購入しない財・サービスの価格変動は、消費者の生計、および生計費に影響を与えないことから、これらを指数の対象としない。これは第2節における最

29) ILO (2004) 第1章、「消費者物価指数方法論の紹介」。

30) UN (2009), Preface.

31) この資料が執筆された背景は脚注11)を参照。

32) 例えば、Konüs (1939) は生計費指数を費用関数の比として定義した。

33) 「問題の所在」と重複するが、重要な概念であるため、確認の意味も含め再度明記する。本稿では、物価スライド制や公共料金等の改定基準としての利用において要求される性格を「生計費変動尺度的性格」、デフレーターおよび金融政策の判断材料としての利用において要求される性格を「価格変動尺度的性格」と呼ぶこととする。それらの詳細については、以下で検討する。

大の論点であった。

Fisher (1911) でも、「生計費指数」への言及が少ないながらも見られる。そこでは、「生計費指数」は、一部は貨幣の購買力の一般的な (*general*) 問題であると同時に、一部は食料・被服その他の生活のための費用といった特殊な (*special*) 問題であるとして、一般物価水準の変動を一般的な (*general*) ものとして表現している³⁴⁾。フィッシャーが考える「生計費指数」は、消費者 (とりわけ労働者) の購入する財・サービスのみを対象とした物価指数であり、したがって、「生計費指数」であるかを判断する基準は対象集団の特定化と、それに伴う指数の対象範囲にあったと言える。

第2に、生活の中での重要度を考慮するという意味での、ウエイトを利用した加重平均の採用である。マーケット・バスケットを利用した指数が考案されたのは、次の経緯による。労働者の家計は賃金によって生計を営み、賃金によって規制されるため、物価の上昇は生計費の上昇と生活水準の低下を引き起こす。したがって、家計調査の結果得られた標準的な労働者家計の生計費の比率 (これを石田 (1974) では「実際生計費指数」と呼んでいる) は同一生活水準を前提とした指数ではない。ここで、生活水準の変化を除き、物価変動による影響のみを取り出すために、マーケット・バスケットを利用した指数が考案された。マーケット・バスケットの利用は、生活水準の変化を排除することが目的であったが、ある1時点のマーケット・バスケットを採用するロウ指数³⁵⁾ は、全く同一の消費をするための費用を比較することによって、生活水準の変動を指数から排除した。ここでは、マーケット・バスケットの変化を要件としない。「生計費変動尺度的性格」におけるウエイトは、相対価格の変化に対するウエイトの変化が要求されるものではない。第2節における一般的定義に見たように、「生計費指数」を、同一効用水準達成のための最小費用の比率とするならば、固定ウエイトによる指数は「生計費指数」ではないことになるが、本稿での「生計費変動尺度的性格」においては、ウエイトの変化を必要とはしない。

第3に、消費支出以外でも、生計を営むことに対して影響を与える支出は指数の対象に含める。具体的には、税金や社会保険料等の非消費支出を含む指数である³⁶⁾。CPIの作成に関する議論においては、近年、「生計費指数」という概念がどのように定義されるかについて、ひとつのコンセンサスが形成されている。BLSのように、一国の統計作成機関による「生計費指数」の定義だけでなく、ILO (2004) および UN (2009) といった国際的な文献における定義

34) Fisher (1911) p. 315.

35) ロウ指数は、何らかの1時点の固定ウエイトを用いた加重平均指数である。この指数は、ウエイトの参照時点が基準時である場合にはラスパイレズ指数となり、比較時である場合にはパーシェ指数となる。ロウ指数については、たとえば、ILO (2004) を参照。

36) 非消費支出の費目が指数に含まれることにより、どの程度の影響があるかに関する試算については、鈴木 (2013) を参照。

も同様である。そこでは、「生計費指数」は、同一の効用水準を達成するための最小費用の比率として定義される。さらに、CPIの測定目標を生計費の変化とするBLSは、このように定義されたCOLIを「真の生計費指数 (True Cost of Living Index)」と位置づける。なお、「同一の生活水準」を「同一の効用水準」として「生計費指数」を定義する方法は、ジェヴォンズによる効用関数の導入と、パレートによる無差別曲線の導入から考案された。また、「生計費指数」を費用関数の比として定義したのはコニユスであった³⁷⁾。主観価値説的物価指数論はこれらの系譜上に位置し、このように定義された指数が真の「生計費指数」であると考えられるようになった³⁸⁾。効用の概念が採用されるのは、総合指数の算出に限られたものではなく、たとえば品質調整においても同様である。パソコン等の、技術革新の著しい品目に対して採用されるヘドニック法においても、無差別曲線を利用した同一効用水準における比較が行われる。ヘドニック法は、Lancaster (1966) による「特性アプローチ」をその理論的基礎のひとつとするが、この「特性アプローチ」は、通常は無差別曲線図の派生形である。

「生計費変動尺度的性格」における「価格参照時点」は、指数の対象となる特定化された集団が直面する価格でなければならない。ここでの価格の参照時点は、ウエイトの参照時点のような指数算式における価格の参照時点とは異なり、卸売価格や小売価格といった、商品のどの流通段階の価格を用いるかを指す。流通におけるどの段階の価格データを用いた指数であるかによって、複数の指数が考えられる。CPIは消費者が購入する価格、すなわち小売時点の価格データを利用する。日本銀行調査統計局が毎月作成・公表する「企業物価指数」(Corporate Goods Price Index: 以下CGPI) および「企業向けサービス価格指数」(Corporate Services Price Index, 以下CSPI) は企業間で取引される財・サービスの平均的な価格を把握することを目的とすることから、生産者価格および卸売り段階の価格データを利用する。CGPIは国内企業物価指数、輸入物価指数、輸出物価指数を基本的な分類項目とする。

3-2 「価格変動尺度的性格」

「価格変動尺度的性格」には、以下の2つが含まれる。第1に、指数の対象となる集団に関する特定化をしない。金融政策を決定する際の指針とする場合や、デフレータとして利用する場合には、「生計費変動尺度的性格」のように、対象集団を限定しないし、してはならない。集団の特定化を行った場合、当該集団にとってのインフレーションの尺度となるが、金融政策等は社会の一部の集団のみを対象に評価、実施すべきものではないからである。ただし、対象となる集団の特定化を行わなくとも、その指数は1国全体のインフレーションの尺度となるのではなく、すべての経済活動に対するデフレータとなるものでもない。あくまでも、消費者(日本のCPIの場合、ウエイトデータを提供する家計調査の調査対象、すなわち、施設等の世

37) Konüs (1939)。

38) 石田 (1974)。

帯及び学生の単身世帯を除いた全国の世帯) にとってのインフレーションの尺度であり、消費に関連する項目に関するデフレーターである。

第2に、消費者物価の変動を表すために、「価格」の概念が成立する、あるいは「価格×数量」に明確に分離可能である項目のみを指数の対象とする。CPIの作成において価格データを提供する「小売物価統計調査」では、価格が調査される品目、銘柄には、明確に「価格」の概念が存在する。同調査は、「価格調査」、「家賃調査」、「宿泊料調査」に大別されるが、「価格」の概念が明確に成立するのは「価格調査」だけではない。「家賃調査」でも、単位あたりの価格が調査され、基本的には調査区内のすべての民営借家について、家賃と面積が調査され、3.3 m²あたりの家賃が計算される。「宿泊料調査」についても、調査対象となる基本銘柄は、観光地の代表的なホテル(これについては都道府県が指定する)の一般的なプラン(和室、洋室に分け、1泊2食付のプラン)についての、大人一人分の平日料金と休前日料金である。これらとは対照的に、例えば非消費支出の項目(直接税および社会保険料)では、「価格」の概念は成立しえない。支出される「金額」を知ることは容易であるが、その支出金額を消費支出の項目のように「価格×数量」に分離不可能であり、また、家賃調査における民営家賃のように、何らかの単位あたりの価格にも分離不可能である。したがって、「価格変動尺度的性格」では、非消費支出は指数の対象に含まれるべきではなく、同様に環境の変化等も排除される。

「価格変動尺度的性格」におけるウエイトは、必ずしも必要とはされない。例えば、エッジワースの不定標準では、ウエイトは考慮されない。エッジワースは価格の変動をもたらす要因を「貨幣の側の変化」によるもの、および「ものの側の変化」によるもの、の2つに区別し、前者はすべての価格に同率・同方向の影響を与え、後者は相対価格体系にのみ影響し、貨幣それ自体の価値の絶対的变化はもたらさないと仮定した。そのうえで、のみを取り出すために、に対して確率論に基づく平均の原理を用いるが、この方法が妥当するには、個々の価格の変動の「独立性」の仮定が満たされなければならない。しかし、現実的にはこれらの価格変動の間には相関性が存在すると考えられることから、相関性についての適当な法則を明らかにする必要があり、それには商品の相対的な重要度が関わり、加重の必要性が生じる。このように、「価格変動尺度的性格」におけるウエイトは、理論的に必ずしも必要なものではないものの、非加重の指数算式を採用するために必要な仮定が十分に満たされていないので、現実的には必要となる。したがって、「生計費変動尺度的性格」と「価格変動尺度的性格」とでは、ウエイトが要求される理由が異なる。

「価格変動尺度的性格」における価格収集時点も「生計費変動尺度的性格」と同様に小売段階となる。消費者が実際に消費を行う際に直面するのは小売価格であり、「生計費変動尺度的性格」の場合とで相違はない。もっとも、消費者について特定化を行った集団を対象とするのが「生計費変動尺度的性格」であるため、これは当然のことである。

ここでも一般物価水準として要求される性格と、生計費の変動を測定するものとしての性格

との対立が生じる。一般物価水準、あるいはその逆数としての貨幣の購買力が測定するのは、生産者価格、卸売価格、小売価格のすべてであるものの、「生計費指数」は消費者（特定の集団）に直接関係する小売価格のみである。

第4節 CPIの性格とその利用

4-1 日本のCPIの性格

日本のCPIは、異時点間の異なる価格体系下における、同一のバスケットを購入するために必要な費用の比率であり、ウエイトの変化を伴うCOLIではない。そこでは、CPIが「生計費指数」であるか否かに関する判断基準が、ウエイトの変化を伴うか否かに限定されていたが、第2節で明らかにしたように、「生計費指数」であるか否かの判断基準は、対象集団の特定化をするか否かにあった。第3節ではこれに加え、ウエイト（ウエイトが要求される理由の相違であり、ウエイトの変更を伴うものであるか否かそれ自体を問題としたのではない）、指数の対象範囲と価格収集時点を取り上げた。これらを考慮して現行CPIの性格を考えると、ウエイトの問題に限定し、CPIを「生計費指数」ではないとする現在の考え方とは、異なる見解が得られる。

現行CPIを第2節および第3節の項目から整理すると、次のようになる。第1に、CPIが対象とするのは、家計調査の調査対象となる世帯であり、勤労者世帯であるか無職世帯であるかといった属性別の指数ではない。また、年齢階級や収入階級によって集団を特定化した指数でもない。ただし、総務省統計局は、総合指数以外にも複数の指数系列を作成・公表しており、その中には収入階級別の指数も存在する。したがって、総合指数としてのCPIは対象集団の特定化をしない指数であるものの、世帯属性別指数として対象集団の特定化を行った指数を公表している。このことから、総合指数としてのCPIは、強い「価格変動尺度的性格」を持つ指数である一方、強い「生計費変動尺度的性格」を持つ指数も作成・公表されていると言える。総合指数としてのCPIに限って言えば、総務省統計局の見解通り、「生計費の変動を測定するものではない」ということになる³⁹⁾。

第2に、CPIは基準時点のマーケット・バスケットをウエイトとして算出されるが、総合指数の算出に採用されるラスパイレズ指数は、形式的には「生計費変動尺度的性格」と「価格変動尺度的性格」の双方を持っているといえよう。ただし、ウエイトを利用した加重平均指数が必要とされる根拠が異なるため、CPIが加重平均指数を採用する根拠を考慮する必要がある。日本のCPIがウエイトを利用した加重平均指数を採用するのは、消費における当該品目の支出割合の相違、すなわち、消費者の生活における当該品目の重要度を考慮するためであり、し

39) 総務省統計局 (2010b)。

たがって、その採用理由としては「生計費変動尺度的性格」を持つと言える。また、品目を指数の対象に含めるか否かの採用基準は、基本的には、消費支出に占める当該品目に対する支出額の割合が、1万分の1以上の品目である。なお、基準時のウェイトを採用する最大の理由の一つは、速報性の確保である⁴⁰⁾。

第3に、CPIはその対象品目を消費支出に限定している。これはひとつには、CPIが「全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものである」⁴¹⁾ (傍点は筆者による) ためである。いまひとつには、物価の変動を測定するのは物価指数でなければならず、したがって、「価格」という概念が成立しえない非消費支出等の項目を含めた場合、それはもはや「物価指数」ではなくなるためである。対象費目の範囲から見ると、CPIは「価格変動尺度的性格」を持っていると言えよう。なお、主観価値説的物価指数論に基づくCOLIは、対象費目の範囲においてCPIと同様である。

第4に、CPIの価格収集時点は小売段階であり、これは「生計費変動尺度的性格」においても「価格変動尺度的性格」においても同様である。より厳密に言えば、対象集団の特定化を行った場合には、それらの集団が実際に消費を行う店舗において、実際に購入した銘柄の価格を調査する必要があるが、流通における小売段階の価格を収集している点では相違はない。

以上の4点をまとめてみると、CPIは第1の点(指数の対象とする集団の特定化をしない)、第3の点(対象品目を消費支出に限定する)、および第4の点(価格の収集時点を小売段階とする)において、「価格変動尺度的性格」を持つ。また、第2の点(ウェイトの問題)では、その採用根拠においては異なるものの、形式的には「価格変動尺度的性格」を持っている。ただし、たとえば、収入階級別の指数は対象集団の特定化が行われており、それぞれの集団の消費構造を基にしたウェイトが、その品目の重要度を考慮するという意味において利用されている点で、「生計費変動尺度的性格」を持つ。

なお、ごく簡単にはあるが、以下では関連して重要な論点と思われる次の2点、すなわち、現行CPIと主観価値説的物価指数論に基づくCOLIの関係、現行CPIとGDPデフレーターの関係について考察する。

CPIとCOLIの関係をみると、指数の対象範囲(品目および集団)、価格収集時点については共通であり、ウェイトに関してのみ相違がある。そのウェイトの相違は、利用するウェイトデータの参照時点が基準時点のみであるか、比較時点をも利用するかについてである。ウエ

40) 比較時点のウェイトを利用する算式(例えば、固定ウェイトの指数としてパーシェ指数、固定ウェイトではない指数としては、フィッシャー指数やツルンクヴィスト指数等が挙げられる)では、比較時点のウェイトが利用可能になるまでに相応のタイムラグが生じるため、速報性を確保することができないという問題点が生じる。推計等によって速報性を確保する方法も検討されている(例えば、The Advisory Commission, 1996. や BLS, 1997. を参照)が、それらの方法にもいくつかの問題点が指摘されている。

41) 総務省統計局(2010b)。

イトの観点から、CPI を COLI でないとする総務省統計局は、「生計費指数」を、BLS や Eurostat と同様に、COLI であると考えている。

消費者行動理論に基づく COLI は、市場における合理的な消費行動を前提して構築される。したがって、指数の対象集団は消費者に限定され、対象品目は消費者の自由な選択が可能な消費財に限定され、価格の収集段階は小売段階となり、相対価格の変化に対応した消費行動の変化を前提とするために、固定ウエイト指数が用いられることはない。

現行 CPI は、COLI に近いものであるといえるが、この事実から CPI を COLI と見なすのは早計である。このように見なすためには、生計費の変化を測定するものが COLI であるという前提が必要となるが、「生計費指数」は必ずしも COLI を指すわけではないからである。

CPI と GDP デフレータの関係を見ると、COLI および「生計費指数」との関係に見られたような共通点は無く、ウエイト、指数の対象範囲（品目および集団）、価格収集時点のいずれも異なる。CPI は消費者を対象とした指数であるから、価格収集時点は小売段階に限定され、ウエイトとして利用されるものも消費者が購入・消費するものに限られる。したがって、一国全体の経済活動を把握しようとする GDP、およびそれを実質化する GDP デフレータとでは、これらの項目は当然異なる。GDP デフレータと一般物価水準⁴²⁾との関係を見ると、ウエイト、指数の対象範囲（品目及び集団）、価格収集時点のいずれもが共通である。相違点を挙げるとすれば、一般物価水準の測定が中間財をも含むすべての貨幣取引を対象とするのに対し、GDP デフレータは中間財を含まない点である⁴³⁾。中間財の扱いに関する相違があるとはいえ、たとえば、CPI と GDP デフレータとの関係と比較すれば、一般物価水準と GDP デフレータは、こうした単純な比較から見れば相当近い概念であると言える。したがって、CPI は一般物価水準の概念とは相当異なる。

4-2 CPI の複数目的への適用

CPI は現在、様々な目的のために利用される。代表的なものを挙げれば、一般的なインフレーションの指標、消費者の生計費の変化を表すものとしてスライド制に適用する指標、である。米国や日本では実際にこれらの目的で利用され、EU では、前者の目的のみに利用される。日本の CPI は「価格変動尺度的性格」が強く、「生計費変動尺度的性格」は弱い。

インフレーションの尺度として利用される CPI は、経済状態を把握する目的以外にも、金

42) 本稿では、これを単純に、市場において貨幣を仲立ちとして行われるすべての取引について、その価格を総合したものとする。ただし、これは一般物価水準という概念そのものが存在するか否かといった重要な論点に対する考察を行っておらず、そうした問題は別途慎重に議論する必要があることを付言しておく。

43) 中間財を対象としていないことには、中間財の価格および数量を把握することが現実的に困難であるという実務的理由がある。中間財の価格の変化は最終財に反映されると見なし、最終財についてのみ調査する方法をとる。

融政策を決定する際の指針や、金融政策の効果を検証する指針、金融政策のインフレ目標として利用される。これらの目的に利用するとき、CPIは「物価指数」であることが要求されるが、指数の対象品目範囲を消費支出に限定した現行のCPIはこの要求を満たし、非消費支出を含めた指数はこの要求を満たさない。CPIは「物価指数」である点では、一般的なインフレーションの尺度としての要求に込えているものの、ウェイト、対象品目、対象集団、価格収集段階のいずれの項目でも一般物価水準とは異なる。一般物価水準を考えるとときには、CPIだけでなくCGPIや輸入物価指数等をも考慮しなければならないはずである。CPIが代表的な指数として利用される背景には、GDPに占める民間最終消費支出の割合が60%以上となる最大の項目であり、最も代表性の高い指標であると考えられていること、物価の変動が国民生活に多大な影響を与えうること等があるが、CPIとCGPIとはその動きが異なることも多く、必ずしも適切な方法ではない。CPIは、あくまでも消費者のインフレーションの尺度である。

CPIはインフレーションの尺度として利用される以外に、生計費の変動を表すものとして年金等の物価スライド制へも利用される。ただし、これまでの論考で明らかにしたように、CPIは「価格変動尺度的性格」が強いのであって、これを年金額等の物価スライドへ適用する際には、その妥当性が問題となる。年金支給額に物価スライドを採用する根拠は、年金受給者を物価の変動に対して保障することであるが、これは、非消費支出等の消費支出以外の支出の変動に対する保障ではない。換言すれば、生活のために必要な支出の変動に対して保障しているのではない。しかし、生活のために必要な支出の変動を測定するときには、非消費支出の影響も無視し得ない。筆者は前稿(鈴木, 2013)において、非消費支出が生計費に与える影響を試算した。その結果、非消費支出を含む「生計費指数」が、消費支出のみに限定されたCPIを大きく上回る結果が得られ、その傾向は年齢階級別や収入階級別の指数でも同様であった。非消費支出が生計費に与える影響が大きいために、スライド制への利用を考えると、非消費支出を含めた指標を用いるほうが適切である。ただし、CPIが、消費者にとつての物価水準の指数としての役割を放棄する必要はないし、筆者もそのようにすべきだとは考えていない。現行CPIは、それが持つ「価格変動尺度的性格」により、金融政策決定の際の参考指標として、現在利用されているようにこれを利用することができる⁴⁴⁾。しかし、年金等の物価スライド制にもこれと同一の指標を利用することには問題があるため、いくらかの調整が必要である。そのひとつに、鈴木(2013)に示したような方法がある。統計を作成するための予算が削減され、また、統計作成機関の人的制約がある中でも実現可能なものではないかと考えている。実際、総務省統計局は総合指数としてのCPI以外にも、複数の参考指標を作成、公表しており、その中には、収入階級別の指数等の「生計費変動尺度的性格」を持った指数も含まれる。これらの点は高く評価されるべきものであり、また、より一層の充実が望まれる。

44) ただし、それがすなわち一国のインフレーションを代理するものと見なしてはならないことを、繰り返し指摘しておく。

4 - 3 総合指数以外の指数系列

総務省統計局では、CPI に関して総合指数のほか、複数の指数系列を作成・公表している。具体的には以下の系列がある。

(1) 基本分類指数

(a) 全国及び東京都区部

「総合」、「生鮮食品を除く総合」、「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合」、「持家の帰属家賃を除く総合」、「10大費目」、「中分類」、「小分類」、「品目」。

(b) 都市階級（8区分）、地方・大都市圏（14区分）、都道府県庁所在市（東京都区部を除く）・川崎市及び北九州市（48区分）

「総合」、「持家の帰属家賃を除く総合」、「10大費目及び中分類」

(2) 財・サービス分類指数

(3) 世帯属性別指数

「勤労者世帯年間収入五分位階級別及び標準世帯指数」

(4) 品目特性別指数

「基礎的・選択的支出項目別指数」、「品目の年間購入頻度階級別指数」

(5) 総世帯指数

(6) その他の指数

「戦前基準指数」、「平成17年基準換算全国・東京都区部中分類指数」

（総務省統計局（2010b）より抜粋）

第3節において示した4点（対象集団、ウエイト、対象品目、価格収集時点）と関連したものととして、月次指数では以下の指数が挙げられる。

対象集団の特定化を行ったものとして、「勤労者世帯年間収入五分位階級別中分類指数（統計表10）」、「世帯主60歳以上の無職世帯中分類指数（統計表11）」が公表されている。対象品目の特定化を行ったものとして、「基礎的・選択的支出項目別指数（統計表12）」、「品目の年間購入頻度階級別指数（統計表13）」がある。ウエイトに関連するものとしては、「ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数（統計表14）」がある。

「勤労者世帯年間収入五分位階級別中分類指数（統計表10）」は、対象集団を勤労者に限定した指数である。勤労者に限定した指数、すなわち、収入階級別ではない勤労者世帯全体の指数は、この統計表において「平均」として公表されている。これは、収入階級別の5つの集団すべての平均を表し、したがって、勤労者世帯を対象とした指数となる。各収入階級別の指数は、「第 階級」、「第 階級」と続く。「生計費指数」であるか否かの基準のひとつが対象集団の特定化にあり、それが元来は最大の相違点であったことを考慮すれば、勤労者世帯を対象とした指数は、この意味での「生計費指数」に近いものであり、また、「生計費変動尺度的性格」を

強く持った指数であると言える。賃金改定の基準として利用される場合等は、総世帯を対象とした総合指数よりも、勤労者世帯を対象とした指数の方が、より適切であろう。

「総世帯」は、「勤労者世帯」と「無職世帯」に大別されるが、「無職世帯」において多数を占めるのは高齢者世帯である。「世帯主60歳以上の無職世帯中分類指数(統計表11)」では、対象集団がこれらの世帯に限定される。勤労者世帯を対象とした指数のような、収入階級別の指数等は作成されていないが、年金受給者が属するこの集団の指数は、年金額の改定等の基準として利用する場合、総合指数よりも適切な指数となりうる。

「基礎的・選択的支出項目別指数(統計表12)」では、3つの系列、すなわち「持家の帰属家賃を除く総合」、「基礎的支出項目」、「選択的支出項目」が作成される。「基礎的支出項目」および「選択的支出項目」の区別は、家計調査(平成22年基準消費者物価指数では、平成22年家計調査)の調査品目の支出弾力性に基づいて区分したもので、支出弾力性の低い品目を「基礎的支出」とし、支出弾力性の高い品目を「選択的支出」とする。具体的には、支出弾力性が1未満の品目を「基礎的支出項目」、支出弾力性が1以上の品目を「選択的支出項目」とする⁴⁵⁾。「基礎的支出」に含まれる支出項目は、価格の変動が生じた場合にも支出の変動が小さく、生活必需品等を含む項目である。「基礎的支出」と「選択的支出」の区別は、価格の変化に対する消費者の代替行動に関連し、したがって、代替バイアスおよび主観価値説的物価指数論に関連する。これらの指数では、当該項目の支出割合以外の観点から消費者の生活における重要度を考慮することができる。消費者の実感との乖離等を議論する際には、有用な指標となりうるだろう。なお、「基礎的・選択的支出項目別指数(統計表12)」では、集団の特定化は行われていない。

「品目の年間購入頻度階級別指数(統計表13)」では、総合指数に含まれる品目を「1か月に1回程度以上の購入」と「1か月に1回程度未満の購入」とに区別し、それぞれの指数を算出している。「1か月に1回程度以上の購入」はさらに、「頻繁に購入」と「1か月に1回程度購入」とに区別され、「1か月に1回程度未満の購入」はさらに、「2か月に1回程度購入」、「半年に1回程度購入」、「1年に1回程度購入」、「まれに購入」に区別され、それぞれの指数が作成される。これらの指数も「基礎的・選択的支出項目別指数」と同様に、品目の支出割合以外の観点から消費者の生活における重要度を考慮するもので、消費者の実感との乖離等を議論する際には、有用な指標となりうる⁴⁶⁾。

「ラスパイレス連鎖基準方式による消費者物価指数(統計表14)」は、固定ウエイト指数が持つと考えられる、消費者の代替行動を一切反映できず、基準年と比較年が離れるにつれてバス

45) 価格が上昇した場合を例にとると、支出弾力性が1未満の「基礎的支出品目」では、当該品目への支出総額が増加し、支出弾力性が1の「選択的支出品目」では支出総額は不変となり、1を超える「選択的支出品目」では支出総額が減少する。

46) CPIと消費者の実感との乖離に関しては、たとえば、清水誠(2008)を参照。

ケットが現実の消費構造と乖離するという欠点を補う役割を持つ。なお、類似の役割を担う参考指数として、中間年バスケットを利用した指数も公表される。

上記の指数は、対象となる集団や品目を特定化することで、特定の集団および品目の価格の変動をよりの確にとらえることができる。ただし、以下のような問題点もはらんでいる。「勤労者世帯年間収入五分位階級別中分類指数（統計表10）」を例にとれば、収入五分位階級別の指数を賃金の改定等に利用しようとするれば、収入五分位の区分が妥当であるか否かという問題が生じる。また、同一階級内においてもその収入額は様々であり、階級値の上位あるいは下位に含まれる世帯にとっては、むしろより不適切な指数となりうることもある。また、「世帯主60歳以上の無職世帯中分類指数（統計表11）」にも共通する問題点として、ウエイトはそれぞれの対象集団の支出データから作成される一方で、価格データについては総合指数を算出する際に利用されるデータが利用される。本来、対象とする集団によって購入する世帯も異なると考えられるが、こうした相違は指数に反映されない。

以上のような問題点については、より議論を深める必要があるだろうが、現在公表されているこれらの指標を有効に利用する方法を、利用者サイドも積極的に考える必要がある。

結 語

現在、主要な国・地域の CPI 作成機関は Eurostat を除き、CPI を複数の目的のために利用している。その用途は2つに大別される。第1に、物価の変動を測定する尺度としての利用、第2に、公的年金の給付額や、賃金等の算定基準となる、物価スライド制への利用である。CPI の測定目標は、その利用と密接な関連がある。というのは、指数の利用がその測定目標に合致していなければならないからである。CPI の測定目標は、COGI とするか COLI とするかのおいずれかであるのが一般的だが、米国を除き、CPI の測定目標は COGI であるとされる。CPI の測定目標を COGI とし、この指数を物価スライド調整率の参考指標として利用する場合、利用目的と測定目標との不一致の可能性が考えられる。

他方、COLI に関連して、その定義を改めて検討してみると、そこには時系列的な断絶が見られる。現在主流となっている「生計費指数」すなわち COLI は、主観価値説的物価指数論に基づき、消費者の効用という概念を利用して、同一効用水準達成のための最小費用の比率とされる。物価指数の測定においては、生活水準の変動を排除し、価格の変動に基づく変化のみを反映させるために、同一の生活水準のもとでの指数を算出する必要があるが、主観価値説的物価指数論では、同一効用水準を以て同一生活水準を定義した。固定ウエイト算式による指数は、マーケット・バスケットの固定を以て同一生活水準を定義するが、固定ウエイトの指数は、主観価値説的物価指数論の立場から見れば、ウエイトの変化を伴わないために、「生計費指数」ではないことになる。こうした認識は、各国の統計作成機関においても共通であり、そこでは、

「生計費指数」であるか否かの基準は、専らウエイトの変化を伴うか否か、より具体的には、指数算式が固定基準ラスパイレズ指数であるか否か、にある。しかし、指数の対象となる集団を特定するか否かという「対象集団（階級）の特定化」は、「生計費指数」の定義に関わる重要な判断基準である。対象集団の特定は、労働者階級に焦点を絞って生じた生計費の問題とは不可分であり、対象集団の特定化の重要性は改めて強調されなければならない。

「対象集団の特定化」に、「ウエイト」、「指数の対象範囲」、「価格収集時点」という視点を加え、これらの4つの面から、指数の性格を「生計費変動尺度的性格」および「価格変動尺度的性格」という2つの基準によって整理することができる。「生計費指数」を、「生計費変動尺度的性格」を持つ指数であると、し、「生計費変動尺度的性格」を次のように定義できる。すなわち「生計費変動尺度的性格」とは、対象集団を何らかの集団、階級に特定化し、支出（生活）における重要度に基づいて加重を行い、小売段階における消費支出の各項目の価格以外に、非消費支出をも含むもの、である。こうした「生計費変動尺度的性格」を満たす指数が「生計費指数」であり、これは主観価値説的物価指数論に基づくCOLIとは異なる。

「生計費変動尺度的性格」に対して、金融政策を決定する際の指針等として利用される指数が持つべき性格は「価格変動尺度的性格」であり、これは、指数の対象となる集団に関する特定化をせず、消費者物価の変動を表すために、「価格」の概念が成立する項目のみを指数の対象とする。対象集団の特定化は、「生計費指数」であるか否かを判断する最大の判断基準となり、「価格変動尺度的性格」では、集団の特定化はなされない。また、価格の概念が成立しえない「直接税」や「社会保険料」等の非消費支出の項目を含む指数は、物価指数ではありえないため、これらの項目は指数の対象から排除されることになる。

現行CPIとこれらの性格との比較・検討を通じて、次のような結論に到達する。すなわち、現行CPIは「価格変動尺度的性格」を強く持つ指数であり、「生計費変動尺度的性格」は弱い。CPIが「価格変動尺度的性格」を強く持つことは、総務省統計局の見解と整合的である。また、総務省統計局によって集計・公表される収入階級別や年齢階級別等の指数は、対象集団の特定化を行っていることから、総合指数としてのCPIと比較しても、強い「生計費変動尺度的性格」を持っていると言える。

CPIが複数の目的に利用されている現状に鑑みると、「価格変動尺度的性格」の強いCPIは、金融政策の指針や消費者物価の変動を見るという目的にはよく合致するものの、年金額等の物価スライドへの適用という目的には適合しない。後者の目的には、相応の調整を行い、「生計費変動尺度的性格」を持たせた指数を採用すべきである。そして、それに相応しい新たな統計の作成、あるいは新たな集計・加工・公表がなされるべきである。これが本来求められるべきところであるが、それが実現されるまでの間は、関連する他の指数系列の利用について検討すべきである。CPIは、広く一般に利用される総合指数だけでなく、「勤労者世帯年間収入五分位階級別中分類指数」や「世帯主60歳以上の無職世帯中分類指数」のように、「生計費変動尺

度的性格」のつよい指数系列も公表されている。これらの指数系列を見ると、目的に応じた指数を適用するために利用可能な統計も少なからず整備されていることがわかる。当面、これらの有効利用についてしっかり考えるべきであろう。

主要参考文献

- Baker, D. (1998) *Getting Prices Right The Debate Over the Consumer Price Index*, M. E. Sharpe, Armonk, New York.
- Boskin, M. J., Ellen R. Dulberger, Robert J. Gordon, Zvi Griliches, and Dale W. Jorgenson (1998), "Consumer Prices, the Consumer Price Index, and the Cost of Living", *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 12, No. 1.
- Bureau of Labor Statistics (1997), *Measurement Issues In The Consumer Price Index* (<http://www.bls.gov/cpi/cpigm697.htm>) 最終アクセス2014/05/07.
- Bureau of Labor Statistics (2007), *BLS Handbook of Methods*, Chapter 17. Consumer price index, updated 2007 (<http://www.bls.gov/opub/hom/>) 最終アクセス2014/05/07.
- Diewert, W. E. and A. O. Nakamura (eds.) (1993) *Essays in Index Number Theory Volume 1*, Elsevier Science Publishers.
- Eurostat (2004), *Harmonized Indices of Consumer Prices (HICPs) A Short Guide for Users*.
- Fisher, Irving (1911), *The Purchasing Power of Money*, rep. Barber W. ed. *The Works of Irving Fisher* vol. 4, Pickering & Chatto, London, 1996.
- ILO (1989) *Consumer Price Indices: An ILO Manual*, 日本統計協会訳 『消費者物価指数 ILO マニュアル』 日本統計協会, 1990年.
- ILO (2004) *Consumer Price Index Manual Theory and Practice*, 日本統計協会訳 『消費者物価指数マニュアル 理論と実践』 日本統計協会, 2005年.
- Keynes, J. M. (1930) *A Treatise on Money* vol.1 *The Pure Theory of Money, as Collected Writings of John Maynard Keynes*, vol. 5, The Royal Economic Society, London, 1971, 小泉明, 長澤惟恭訳 『貨幣論 (ケインズ全集第5巻)』 東洋経済新報社, 1979年.
- Keynes, J. M. (1936) *The General Theory of Employment, Interest and Money, as Collected Writings of John Maynard Keynes*, vol. 7, The Royal Economic Society, London, 1973, 塩野谷祐一訳 『雇用・利子および貨幣の一般理論』 東洋経済新報社, 1995年.
- Konüs, A. A. (1939) "The Problem of the True Index of the Cost of Living", *Econometrica*, Vol. 7, No. 1.
- Lancaster, K. J. (1966) "A New Approach to Consumer Theory", *The Journal of Political Economy*, Vol. 74, No. 2.
- Pollak, R. A. (1989) *The Theory of the Cost of Living Index*, Oxford University Press.
- Schultze, C. and Mackie, C. (2002), *At What Price?: Conceptualizing and Measuring Cost of Living and Price Indexes*, The National Academies Press.
- The Advisory Commission To Study The Consumer Price Index (1996), *Toward A More Accurate Measure Of The Cost Of Living, Final Report*.
- United Nations (2009) *Practical Guide to Producing Consumer Price Indices*, United Nations.
- 足利末男 (1968) 「消費者物価指数の理解のために」 『統計学と社会』 ミネルヴァ書房.
- 伊大知良太郎 (1958) 『デフレーター』 勁草書房.
- 伊藤陽一 (1983) 「アメリカ合衆国労働統計局と失業統計および消費者物価指数」 『経済志林』 第51巻 第2号.

- 石田望 (1974) 『物価指数 その実態に無関心でよいか』 白日社.
- 梅田雅信 (2009) 「日本の消費者物価指数の諸特性と金融政策運営」内閣府経済社会総合研究所企画・監修, 吉川洋編 『デフレ経済と金融政策』 第10章に所収, 慶應義塾大学出版会.
- 国民春闘共闘会議 (1982) 『第8回家計調査・生計費指数報告 実質消費マイナスの生活』.
- 清水誠 (2008) 「最近の物価の実感に関する定量的評価」 『統計』 2008年10月号.
- 春闘共闘委員会 (1976) 『くらしを反映する指数を 消費者物価指数の問題点をえぐる』.
- 鈴木雄大 (2013) 「生計費に及ぼす非消費支出の影響 (2000-2010) CPI利用に関する批判的考察」 『立教経済学研究』 第66巻第3号.
- 鈴木雄大 (2014) 「CPI作成に関わるBLSレポート(1997)の意義と役割」 『立教経済学研究』 第67巻第4号.
- 総務省統計局 (2010a) 『消費者物価指数のしくみと見方 平成22年基準』
(<http://www.stat.go.jp/data/cpi/2010/mikata/>) 最終アクセス2014/05/07.
- 総務省統計局 (2010b) 『平成22年基準消費者物価指数の解説』
(<http://www.stat.go.jp/data/cpi/2010/kaisetsu/>) 最終アクセス2014/05/07.
- 高崎禎夫 (1977) 「生計費指数の理論的把握」 『社会文化研究』 第3巻.
- 藤原新 (1995) 「ケインズ『一般理論』における単位の選定の意義」 『立教経済学研究』 第49巻第1号.
- 藤原新 (2008) 「『一般的交換価値』の測定とケインズの指数論」 『立教経済学研究』 第62巻第2号.
- 水野勝之 (1991) 『ディビジア指数』 創成社.
- 森田優三 (1935) 『物価指数の理論と実際』 東洋出版社.
- 森田優三 (1989) 『物価指数理論の展開』 東洋経済新報社.
- 美添泰人 (2007) 「政策評価における統計の役割と消費者物価指数」 『青山経済論集』 第58巻第4号.